沖縄県　那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道、青森県六ヶ所村、大田原市、福島県塙町、須賀川市、栃木県高根沢町、所沢市、埼玉県横瀬町、芳賀町、東京都豊島区、神奈川県葉山町、調布市、埼玉県小鹿野町、東京都昭島市、和光市、千葉県船橋市、岐阜県岐南町、静岡県西伊豆町、滋賀県大津市、愛知県大口町、名古屋市、京都府京丹後市、大阪府枚方市、兵庫県洲本市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県岩美町、島根県飯南町、岡山県奈義町、広島県安芸高田市、福岡県大野城市、佐賀県神埼市、長崎県松浦市、熊本県八代市、鹿児島県薩摩川内市	令和九年四月一日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、群馬県下仁田町、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府京丹後市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県洲本市、兵庫県西脇市、長野市、多可町、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県鳥取県日吉津村、岡山県津山市、広島県神石高原町、愛媛県宇和島市、愛媛県鬼北町、宮崎県宮崎市	令和十年四月一日
福島県下郷町、福島県南会津町、栃木県足利市、栃木県鹿沼市、千葉県市原市、埼玉県入間市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県富士川町、徳島県藍住町、愛媛県松山市	令和十一年四月一日
福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県上尾市、神奈川県横浜市、山梨県南部町、山梨県身延町	令和十二年四月一日

山形県大石田町、山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市　　令和十三年四月一日

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0020222の項、0020223の項及び0020273の項に規定する機能要件の標準